

最大10万円の**手数料補助**を **活用**して**スポットワーカー**を 雇用してみませんか？

令和8年度スポットワーカー活用支援事業補助金

補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる
手数料(サービス利用料)



対象事業者

過去に県から本補助金の支給を受けたこと
がない事業者(所)

補助率

1/3

補助限度額

最大10万円/社(所)
(下限1万円)

補助対象期間

申込書記載の事業実施予定時期の開始日※
～令和9年3月10日

※事業実施予定時期の開始日は、申込日以降の日付となります。

補助金交付までの流れ

- ① 申込書提出
- ② **スポットワーカー雇用**(2月末まで)
- ③ 交付申請兼実績報告書を提出
(R9年3月10日×)
- ④ 補助金交付

活用例

- スポットワーカーを2人(時給1,500円、3時間勤務)、
30日間雇用した場合、
手数料が**9万円**(賃金の30%の場合)発生します。
- 本制度を活用すると、**手数料の1/3に相当する
3万円の補助**があります。

申請・お問い合わせ先

〒918-8104 福井市板垣3丁目1510番
株式会社ウララコミュニケーションズ内
「福井県労働政策課 働く環境整備補助金・
奨励金」事務局
TEL :0776-36-9303
E-mail:info@fukui-working-seibi.jp

※補助要件等の詳細は、ホームページから
必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金

検索

